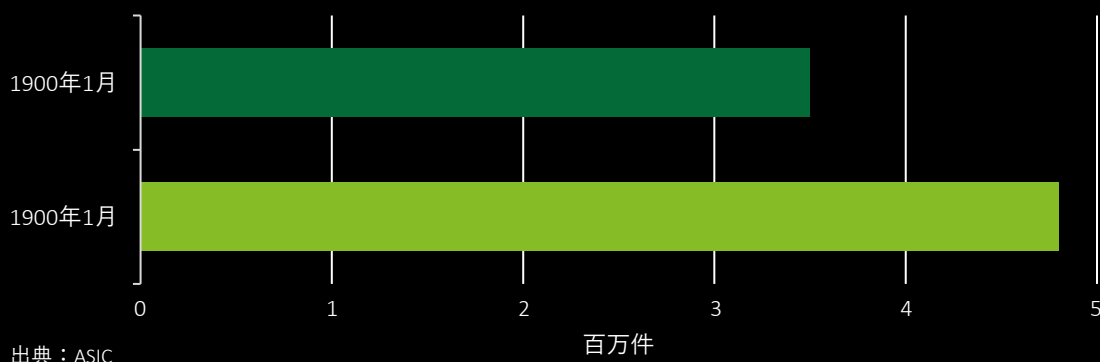




後払い決済サービス「Buy Now Pay Later」— アジア太平洋地域における規制動向

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大が続く中、後払い決済サービス「Buy Now Pay Later (BNPL)」市場は主にeコマースとデジタルファイナンスの拡大を背景に著しい成長を遂げました。しかし、アジア太平洋地域では、その成長には勢いはあるものの国や地域の間にはばらつきが見られます。オーストラリア証券投資委員会 (Australian Securities and Investments Commission、ASIC) によればパンデミックが始まった最初の1年間にオーストラリア国内のBNPLの取引量は43%増加したとされています (図1)¹。一方、他のアジア太平洋地域では、消費者取引全体に占めるBNPL取引の割合はごくわずかにとどまっています。

図1：オーストラリアにおける2019年から2020年のBNPL取引量

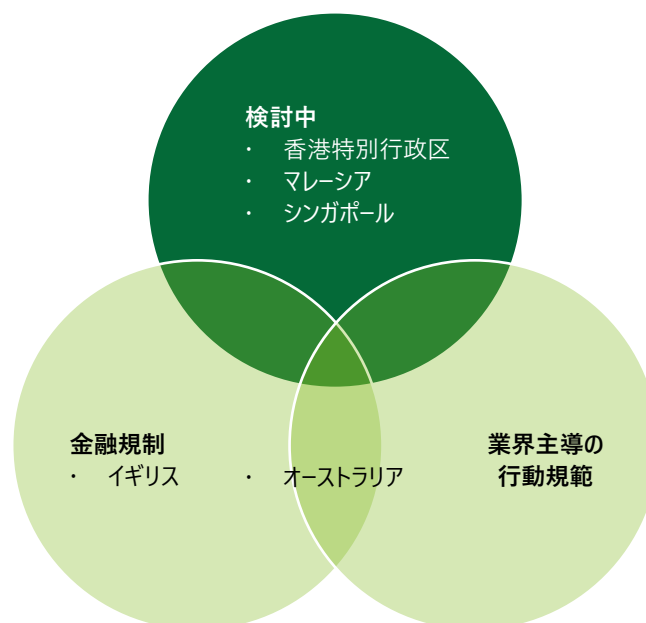


デロイトの最近のブログ「Buy Now Pay Laterの台頭と進化（[Rise and Evolution of Buy Now, Pay Later](#)）」では、オーストラリアにおけるBNPLの爆発的な拡大の背景として、当初はBNPL取引により消費者の支払い手段の選択肢をさらに広げること躊躇して懐疑的な姿勢を示していた「伝統的な」金融サービス企業（銀行など）が、今や自社でBNPL商品を投入する、あるいは既存のBNPL企業と提携することによって次々とBNPL市場に参入していることが指摘されています。

一方、他のアジア太平洋地域では、BNPLは今後力強い成長が期待されるものの現時点ではまだ発展の初期段階にあります。例えば、シンガポール金融管理局（Monetary Authority of Singapore, MAS）は議会の質問に対し、BNPLは他の支払い手段に比べまだ広くは使われていない、と回答しています²。

オーストラリアと同様に他のアジア太平洋地域の市場でもBNPLのブームが起こるかは現時点では不確実です。しかし、BNPLへの注目は確実に高まっており、BNPLが消費者保護にもたらす影響について各国当局による検討がすでに始まっています。

図2: BNPLに関する規制動向



現時点でBNPLについて世界の規制当局が共有している懸念点は主に次の3つの課題に関するものです。

1. BNPL契約の公正性—規制されていないBNPL商品の契約条件について消費者が理解していない可能性
2. 消費者の債務—複数のBNPL商品を利用することによって消費者が過剰な債務を負う可能性
3. 商品の適合性—BNPL契約の締結に至るまでの時間が短く設定されているためBNPL企業が消費者の信用状態や支払能力について十分な審査を行うことができないこと

適切な規制が行われなければ、急速なBNPLのビジネスモデルの進化と市場拡大の中で、顧客データの不正使用、弱い立場にある顧客や経済的問題を抱える顧客へのサポートが十分に行われないなど、消費者にとってさらなるリスクが発生する可能性があります。規制当局は、リテール決済に関する規制強化の取り組みの重要な項目として、BNPLのビジネスモデルと予想される消費者保護への影響について検討を開始しています。

規制当局の動き

BNPLはクレジットカードなどの商品と類似していることから、BNPLを消費者信用としてみなして規制すべきかについて、長年にわたり議論が続いています。消費者信用規制（CCR）では通常、消費者が過剰な債務を負うことを防ぐため、信用状態について十分な審査を行うことを信用提供者に義務付けています。また、商品の適合性と経済的に困難な状況にある顧客の取り扱いについてのガイドラインを示し、消費者を保護しています。BNPLの拡大の勢いが増す中、BNPL企業とBNPL商品をCCRの対象とすべきかについて様々な国や地域で規制当局による検討が進行中であり、また様々なアプローチが取られています。

1. BNPL関連の消費者信用規制

国際的なBNPLに関する規制の枠組みは一律ではありません。多くの場合、BNPLは消費者信用関連法令の適用対象外のままになっています。英国やオーストラリアをはじめとするBNPL先進市場では、消費者信用規制についていくつかの進展が見られます。オーストラリアの場合、特定の短期貸付は信用業認可取得を免除されており、BNPLは2009年全国消費者クレジット保護法（National Consumer Credit Protection Act 2009）に基づく規制の対象となっておりません^{3,4}。しかし、2001年オーストラリア証券投資委員会法（Australian Securities and Investments Commission Act 2001）の下でBNPLは消費者信用として規制されており⁵、消費者が著しい損害を被っていると懸念される場合に介入することができる商品介入権限をASICは有しています。アジア太平洋以外の地域に目を向けると、イギリスでは金融行為規制機構（Financial Conduct Authority, FCA）によるルール作りが着実に進んでおり、2021年10月にBNPL規制（Regulation of Buy-Now Pay-Later）の市中協議案が発表されました。この市中協議案では、1974年消費者信用法（Consumer Credit Act 1974, CCA）に基づくBNPLに関連する適用除外が見直されています。さらにFCAは2022年2月、BNPL契約の公正性に懸念があるとして、BNPL企業に対し契約条件の変更を求めました。規制当

局は、BNPL商品をCCRの対象に含めることにより、借り手の返済能力不足に伴う信用リスクの管理をより適切に行うとともに、過剰債務や適合性のない商品というリスクから消費者を保護するようBNPL企業に求めています。

2. 検討中の政策

BNPL市場形成が始まったばかりの国や地域では、規制当局による政策検討が緒についたところです。香港金融管理局（Hong Kong Monetary Authority, HKMA）は2022年の優先事項の一つとしてBNPL商品をはじめとする革新的な商品に関連する消費者保護の強化を挙げています⁶。

シンガポールのMASは、2021年10月、BNPLに関する規制枠組みについての議会の質問に対し、BNPL事業者は現在、過剰債務を防ぐために信用限度などの自主的な対策を講じていると回答しました。しかし、MSAとしては、今後シンガポール国内でBNPL市場が成長していく可能性があることを前提に、潜在的なリスクを軽減するための個別の規制の枠組みを作る必要性について引き続き検討していく、としています。MASの指導の下、シンガポール・フィンテック協会（Singapore Fintech Association）は全BNPL事業者に向けた行動規範を策定するためのBNPL作業部会を立ち上げました。

またマレーシアでは、マレーシア中央銀行（Bank Negara Malaysia, BNM）がBNPLをはじめとする消費者信用に関する規制を強化するため2022年中に消費者信用法を制定すると発表しました⁷。

BNPL商品に関する規制についてまだ議論が行われていない国や地域でも今後議論が始まるのが予想されます。例えば、中国では今のところBNPL商品は広く普及していないが、規制当局はここ数年、デジタルファイナンスのプラットフォームの規制の厳格化に乗り出しており、対象となっているプラットフォームにはBNPLのモデルと似通った無利子短期貸付を行うものが含まれています。今後、BNPLが中国国内の市場で広がり始めれば、同レベルの厳しい監視の目がBNPL商品にも向けられると見るのが妥当でしょう。

業界主導の行動規範の策定

一部の国や地域では、BNPLの分野における法規制がまだ整備されていない中、消費者保護について業界自らが誠意ある対応を示す自主規制の仕組みについて検討を行い、BNPL市場の成長を後押しする動きが始まっています。このアプローチは、CCRが対象とするリスクと同じリスクに対し、業界が自主的に対応していくことを目指すものです。こうした自主規制のアプローチはオーストラリアですでに採用されており、シンガポールでは現在検討が行われているところです。

オーストラリア金融業協会（Australia Finance Industry Association、AFIA）は2021年3月にBNPL商品提供企業向けの自主的な行動規範AFIA Buy Now Pay Later Code of Practice⁸を発表しました。この行動規範では、規範に署名する企業が消費者保護を確行するために、消費者に対する9つのハイレベルなコミットメントを定めています。これと同様にシンガポールでも業界による自主的な行動規範の策定作業が進められています。こうした行動規範に関して現在行われている議論における検討項目として次のようなものがあります。

- 顧客が十分な情報に基づいてBNPL商品を利用するか否かの判断ができるようにサポートするための、情報開示と公正なマーケティングに関する要件
- 未成年者によるクレジットの利用を防ぐため、BNPL商品の利用に年齢制限を導入すること
- 過剰な借入を防止するため、与信額に上限を設定すること
- 不払いが発生した顧客については、さらに不払いが積み上がることを防ぐため取引を中断すること
- 顧客の経済状態の全体像を把握できるよう信用情報を共有すること
- 利息その他手数料について、BNPL商品の内容を分かりやすいものとし、手数料や費用が積み上がることを防止するため、利息請求を禁じ、その他手数料には上限額を設定することを検討中

AFIAのBNPL行動規範、シンガポールでの行動規範に関する取り組みのいずれもBNPLを顧客にとって適切かつ公正で透明性のある商品とすることに焦点をあてています。

消費者信用には様々な形態がありますが、BNPLの出現を受けて多くの国や地域の規制当局は、既存のCCRがこの新種の商品に対して適切かどうか、そしてBNPLの急速な成長と利用の拡大によって生じる新たなリスクから消費者が今後も保護されるようにするにはどのような規制の変革が必要となるのか、見直しを行っています。しかし前述の通り、一部の国や地域では新たな規制が導入されるのを待つのではなく、消費者保護を重視しながらイノベーションに必要な十分な柔軟性を残した自主的な行動規範を採用し、自主規制を推進するという道を選択しています。

今、金融サービスの世界ではエキサイティングな時代が訪れています。業界各社としては、規制当局が期待する消費者の公正な取り扱いおよび商品の適合性、信用リスク管理に適切に配慮し、バランスを取りながら、自らが目指すイノベーションの推進、新しい商品の創出に取り組む必要があるでしょう。

脚注

[1] [Australian Securities and Investments Commission, ASIC tips for making the most of buy now pay later, 28 April 2021](#)

[2] [Monetary Authority of Singapore, Reply to Parliamentary Questions on Buy Now Pay Later Schemes, 5 October 2021](#)

[3] According to the *National Consumer Credit Protection Act 2009*, short-term loans with fees charged up to 62 days do not exceed 5% of the loan amount and 24% per annum interest are exempt from credit licensing.

[4] [Australian Securities and Investments Commission, 19-250MR ASIC makes product intervention order banning short term lending model to protect consumers from predatory lending, 12 September 2019](#)

[5] [Australian Securities and Investments Commission, BNPL: An industry Update, 16 November 2020](#)

[6] [Hong Kong Monetary Authority, Hong Kong Banking Sector 2021 Year-end Review and Priorities for 2022, 26 January 2022](#)

[7] [Ministry of Finance Malaysia, Bank Negara teams up with MoF, SC to regulate BNPL schemes, 30 March 2022](#)

[8] [Australian Finance Industry Association, Code of Practice for Buy Now Pay Later Providers, March 2021](#)

注意事項：本資料はDeloitte Globalが2022年に発表した内容をもとに、デロイト トーマツ グループが翻訳・加筆したものです。
和訳版と原文（[英語](#)）に差異が発生した場合には、原文を優先します。

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生し得る損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001